

令和6年第6回 邑南町議会定例会（第3日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年6月3日（令和6年5月23日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年6月11日（火） 午前9時30分
 散会 午後2時3分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 寛	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和6年第6回邑南町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年6月11日（火）午前9時30分開議

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和6年第6回 邑南町議会定例会（第3日目） 会議録

【令和6年6月11日（火）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。5番瀧田議員。6番平野議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。一般質問を行います。一般質問は通告順に行います。あらかじめ一般質問の順番を申し上げておきます。通告順位は、9番漆谷議員。8番宮田議員。3番野田議員。2番鍵本議員。10番大屋議員。12番辰田議員。以上6名です。それでは、通告順位第1号漆谷議員登壇をお願いします。

（漆谷議員登壇 「拍手」あり）

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 9 番漆谷光夫でございます。よろしくお願いいたします。こうして議場を見ますと、昨年の 6 月議会とは随分違うなということ、コロナ禍もだんだん治まりまして、マスクも議場では自由ということになりました。ほとんどの方がマスク着用せずにこの議場に臨んでおられるわけですが、いかに平時ということが大事なかということをつくづく感じているところでございます。それでは通告書では 2 点のテーマについて、今回載せさせていただいております。まず 1 点は食品衛生法改正の影響と支援策は。2 点目は食の学校の運営方針は。以下食の学校については地域資源活用技術習得施設ありますが、食の学校というふうに呼ばさせていただきたいと思います。お気づきかと思いますが食つながりで、今回はテーマを決めております。それともう 1 点は、道の駅つながりでもあります。やはり、今の時点で、これから新しい道の駅がこれからできてくるわけですが、中長期を見たそういう視点に立った食というものを今回は据えながら、道の駅も意識しながらの質問でございますので、そのへんもお含みいただきまして、御回答のほういただければと思います。それでは通告書に従って質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず 1 点目の食品衛生法改正の影響と支援策についてであります。この食品衛生法ができるまでの経緯を御存じかと思いますが、少し御紹介しておけばと思います。2012 年北海道で業者さんがつくられた白菜の浅漬けで、残念ながら 8 人の方が死亡されるという事態が起きました。それを受けて 2021 年にこの食品衛生法の改正が行われたわけですが、先月の 31 日までは猶予期間といいますか経過措置期間として従来の形、つまり届出制で続いておりました。今月 6 月 1 日からは許可制ということで、非常に厳しい内容となっております。厳しいと申しますのもこの衛生管理というのが国際法の HACCP といいますか、ローマ字の頭文字で言いますと、HACCP というふうに言われとるわけですが、非常に厳しい内容であります。そういう設備を今後整えた上で今まで個人でつくられた生産者の方もこれに適用されるということで、非常に大変な事態となっております。水道栓を手で触れないとか、床壁等についてはもちろんのこと換気の問題・照明、そして保管場所・冷蔵庫・トイレ等々これを全部クリアしていきますと、大変なやっぱり施設を整えるなどの資金が必要になってくるかと思います。もちろん、行政からの支援策もないわけではありません。それは承知しております。そういう中であって、やはり、こういう状況が続くということは、生産者も減る。したがって、従来から地域で続けてきた、本当に地域の味が消えていく。そして食文化も消えていく。ということで、非常に、一つの漬物が減る以外に、非常に大変な事態ではないかと思います。後から申し上げますがやはりそういう出品が減るということは、様々な形で営業されてる方にと

っても決してプラスになることではございません。以上の観点から、経過措置が終わり今まさに許可制に変わった状況の中でいろいろ見方はあるかと思いますが、この食品衛生法の改正によってどのような影響が考えられるのか。また本町においては、経過措置置換期間が約3年あったわけですが、その間にどのような状況調査やあるいは対策を考えてこられたのか。この点についてお聞きしたいと思います。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 食品衛生法改正による漬物生産者や道の駅などへの影響はどうなっているか。また、法改正の経過措置期間中の対策は何か考えてきたのだろうかという御質問でございます。議員御説明のとおり食品衛生法の改正によりまして、令和3年6月から漬物の販売には国際的な食品衛生管理手法、いわゆるHACCPによる対応が求められまして、これに基づいた営業許可が必要となりまして、法改正の経過措置期間が終了した本年6月より完全施行となっているところでございます。その影響としまして産直市みずほを例に申しますと、現時点で2割程度の漬物出荷量が減っているという状況をお聞きしております。町では、あらかじめこのような法改正による影響を考慮して、県内ではいち早くこの対応への支援に取り組んでおりまして、経過措置期間中でありまして令和4年度から5年度において、直売所・出荷農家の法改正に対応した加工場整備に對しまして、50万を上限に整備費の2分の1を補助する事業を実施してまいったところでございます。参考としてその補助事業の利用実績といたしましては、令和4年度中に1件、令和5年度中に3件の利用があったところでございます。

**●漆谷議員（漆谷光夫）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、漆谷議員。

**●漆谷議員（漆谷光夫）** 経過措置期間中もしっかりとした対策を講じられてきたということでございます。しかしながら、生産者については利用されたのも1件・3件のような状況で、出品も2割減の状態が続いているということでございます。2番目の質問ですが、私もこの質問するに当たりまして道の駅あるいは直売所等々、島根県の安来から松江。西は六日市から津和野まで、いろいろ担当者からどういう思いでおられるのかという

ことを聴き取り調査をいたしました。本当に各担当者の方親切に答えていただきまして、共通して言われておったのが本当にこの法によって生産者が困つとられる。困るだけでなしに、確実に大幅に減ってきている。あるところでは、ほとんどの方がやめられました。運営していく立場からすると、非常に出品が減ってくると困ります。売上げもですがそれを目当てに来られるお客様も減られる。したがって、総体的にお客様の数が減ってくるという状況を述べられておりました。中でも印象的だったのはただ漬物が生産者が減るとか出品が減るとかという問題じゃなしに、大きな視点から捉えると、個人で生産されてる方が、種まきから野菜をしっかりと愛情を持って育て、それを収穫してそれを加工して店頭に並べて、そして喜んで食べてもらう。本当に生きがいであり喜びである。こういうことさえ奪い去ってしまうのではないかということに、非常に懸念をしてるということを聞きました。総体的に見ると産業振興の妨げにもなるという意見も聞きました。全く私も同感であります。そういう県内の状況もそうなのですが、生産者が減ると品薄になるというのは必然的なことだと思うんです。先ほどもお答えいただいたんですが、道の駅の直売所などへ状況は行政として積極的にこれまで状況情報を入手するために働きかけてこられたのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 道の駅・直売所などの出品状況が把握できているかという御質問でございます。先ほど申し上げましたように産直市瑞穂でお聞きしたところによりますと、出荷量は先ほど申し上げましたように2割減というところでございまして、この法改正に対応して許可を得ている出荷者につきましては、現在のところ8名の方が出荷をされてらっしゃるということで、以前に比べると大幅に出荷者が減少したという状況は、こちらのほうでも把握をさせていただいております。ただ一品一品ごとの、どの品目が減ってきている、増えてきている。そういった状況につきましては、資料的に簡単に出ないというようなことでお聞きした範囲によりますと、例えばたくあんの数が減ってきているというようなところ。それと、減りそうなところについては、いろいろな調整をされていらっしゃるという状況は、聞き取りの範囲ではお聞きして把握させていただいているつもりでございます。

**●漆谷議員（漆谷光夫）** はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 私も実は道の駅瑞穂さんにお尋ねしました。多いときはざっくり言って40人ぐらい出荷・出品された方がおられたのではないかと聞きました。現時点ではその3分の1を下回っている状況のようにお聞きしたところでございます。しいまして量も減ります。出品者が10人おられれば10人の味があります。量は確保できても、お客様からすると誰々さんの漬物を食べたいとかそれぞれの好みがあって、それを求めて御来店される・御来場いただくということもあろうかと思えます。そういう面で道の駅さんもこれには苦慮されておられるように聞きました。そこで3番目の問題です。これは今後についてですが、漬物の食文化と郷土の味を守り、そしてこれを生きがいとされている。この生産者の支援について、今後どのように考えていくのか。現時点の状況を踏まえた上で今後はどうすべきか、どういう支援をすべきか。このことについてお聞きしたいと思えます。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 漬物の食文化と郷土の味を守り、生きがいとされる生産者の支援についての御質問でございます。食品衛生法の改正によりまして、漬物販売をするためには加工場等での生産が必要となりまして、産直市等の集荷所の中には販売や加工場に係る経費を考慮して、法改正後の出荷を断念された方もいらっしゃると思っております。一方で、営業や販売に関係せずそれぞれが生産し楽しむことにつきましては、制約は設けられていないところでございます。営業や販売には至らずとも、食育や食文化という観点から家庭や地域の間で継承し、郷土の味を守っていただくことを期待をしているところでございます。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 生産して出品しなくても食文化を守ったり生きがい等々も先

ほど申し上げたわけですが、これも大事なことです。変わった視点から見ると、そういうところへも気配り目配りをしたやっぱり政策が必要ではないかと思っております。先ほど来話がありますように個人で幾ら支援策があると言っても、高額な投資までして続けられる方は少なくなってくると思います。現実的に見てそれは無理だろうなということを感じるわけでありまして。そこで4番目の質問に入るわけです。やはり、これまで生産をされてきた皆さんや、あるいは道の駅や直売所あるいは町内の店舗等々のしっかりとした聞き取り調査をして、それぞれの方がどういうことを望んでおられるのか、どういうニーズがあるのかということをしっかり把握した上で、個人で無理ならグループでそういう施設を各地区とか単位はいろいろあると思いますが、集落とか共同してでも団体でできるような施設を整えていくことが、今後私は非常に大事なことはないかと思うわけです。先程らい申し上げますように、基準はHACCPでございますので、それに基準に合ったような施設の改善・改修等を進めることによって、この漬物という文化や昔ながらの味を継続していく。これは大きな意味で町の産業振興にも関わる大事な問題だと思います。個人で漬物を出されとる方は独自産業的な意味合いが多くありますので、そういうところを具体的に、早急に、今の状況を踏まえた上で、いろんなニーズに応えた施策を今後進めていくべきではないかと思うわけです。この点についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 食品衛生法の基準に適用する施設改修で漬物生産を継続し、産業振興推進するための具体的な支援策を早急に進めるべきという御意見に対してでございます。先ほどから御説明させていただいておりますとおり、この法改正に対応した加工場整備補助につきましては、経過措置期間が終了した令和5年度末で終了したところでございます。このほかにも産業支援の観点から加工場等に必要な備品導入に活用できる本年度の事業といたしましては、彩りある直売所支援事業という事業がございます。事業要件や補助額等につきましては、先ほどまで御説明した食品衛生法改正の対応の事業とは一部異なる部分もございますが、こちらの事業を利用いただきたいと考えております。また、議員おっしゃいますように、今後のニーズをしっかり把握した対応と更なる対応というようなところにつきましては、各直売所での今後の漬物等の加工品の集荷や販売動向も見守り、ニーズ等も把握しながら、生産者・販売者・直売所の意向も踏まえて必要性が生じた場合には、支援策を検討してまいりたいと考えております。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 課長がお答えになったことはよくわかりますが、先ほども申し上げましたように皆さん方の意向をよく聞く。そしてどういう支援制度があるかということも、しっかり周知していく。その上で生産者や道の駅や直売所、そして各町内の店舗の方の意向をくみつつ、いい支援制度の説明をしっかりと進め、希望があればそれに応えていく。このことが非常に大事なことでないかと思うわけです。冒頭でも申し上げましたが、これは単に漬物の食品衛生法に関わることの質問ですが、最初に申し上げましたが、これはこれから中長期にわたって運営計画も出して、しっかりした運営がなされなければならない。道の駅にとっても非常に大事な問題だと思います。ただ単に漬物だけでなしに道の駅に出品される産品がやはり整う。常にコンスタントに店頭に並ぶ。このような状況をつくっていくことが、幾らいい建物をつくっても中身の充実ということは、非常にこれからの大きな課題だと思います。そういう中であって、私は今回は漬物に絞って質問をさせていただいたところであります。それを踏まえて町長に。この食品衛生法改正についてはどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 漆谷議員の趣旨っていうのは、邑南町全体の産業振興を更に更に図るべきだという観点から、産直市を例に出されて質問されたということでありま。県内の産直市を調査された結果、邑南町もそうですけどもあちらこちらで漬物がなくなっていくというようなことも申されました。私はそのことを聞いて、逆にビジネスチャンスではないかなと思ったわけです。日本人というのは、古来から漬物文化ということで、特に発酵食品ですから非常に健康にいいということで、歴史・伝統あるわけであり。議員御指摘のようにこれを絶やすことは、日本の文化を守ることについても非常に大変な重要なことだと思います。そういう意味では火を消してはならない。今火が消えようとしているこの時代の中で、邑南町がそういうところを重点的に考えていくとい

うことになる、大きなビジネスチャンスであろうと思っておるわけです。なおかつ、今後の道の駅あるいは雲井の里。邑南町に二つ大きなものがあります。ここの特色をどう出していくか、あるいは売上げ拡大をどう図っていくかということについても、邑南町としては漬物ということもおおきな目玉としてやっていくとも、二つの産直市の発展につながるものと確信をしています。したがって、まず議員は生産者の意向調査をやるべきであるということも申されました。これは私やはり基本的に大事なことだろうと思います。それぞれどういう理由でやめるのか続けていくのかということ、しっかり全ての生産者の方の意向を把握した上で、例えば議員の御提案のグループでどうしていくか、それについてはどう考えるかということまで踏み込みながら、どうこの漬物という食文化を邑南町として継続していくかということについての考え方をしっかりデータとしてまとめて、そしてそれを必要あらば予算化をしていくということについては、大変重要なことかなと思います。大変重要なことを御指摘いただいたと思っております。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●石橋議長（石橋良治） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 産業振興あるいは食文化の継承していく。大きな視点で物事を捉えて、今後の政策にいかしていただければと思います。以上で1点目の食品衛生法改正の影響と支援についての質問は終わります。続きまして、食の学校の運営方針についてお尋ねしたいと思います。食の学校は皆さん御承知のように、昨年度から今年度、今日まで休校・遊休とでもいいますか、施設を遊ばせた状態になっております。当初は、貴重な財源を投じて食の学校を設置しました。途中いろいろあったわけですが、私は今回物品のについてうんぬん申し上げることはありません。むしろ、これから食の学校をどのように利活用していくか、このことのほうが非常に大事なことです。今主管は教育委員会ですが、今後いつからどのような運営方針で食の学校を運営していかれようとしているのか、現時点でどのようなお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 議長、番外。

●石橋議長（石橋良治） はい、原学びのまち推進課長。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 食の学校についての御質問でございます。昨年度

食の学校が教育委員会の所管になったことに伴い、食育を推進する拠点の一つとしての利用を検討しております。そのため食の学校を活用した食育の活動の推進を邑南町食育推進計画に加えて、令和6年3月に見直しをかけております。これは食の学校のコンセプトである、100年先の子どもたちに伝える邑南町の食文化を踏まえております。子どもたちへの食育を中心として食と農に興味を持ってもらい、将来の担い手になってもらいたいという考えで進めております。この考えのもと、先般、学校・保育所の栄養士、学校関係者、直売所関係者、地元住民代表、町内関係者に集まっていただき意見交換の場を行いました。素案の中では、給食の献立を考える栄養士や農家等の情報交換の場として、それから高校生が活用できないかという多くの御意見を頂戴いたしました。食の学校の再開については、先般の意見交換に参加いただいた皆様から、再度話し合える機会を設けていただきたいとの御意見もいただいております。さらに意見交換を行い貴重な御意見をもとに今年中に協議会を設置し、食の学校の運営方針を決定した上で、来年再開をめどとして進めてまいりたいと考えております。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●石橋議長（石橋良治） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 食育についても今までも聞いております。ですが、再開いたしますか新たに運営が始まるのが来年度とい伺いましたが、いずれにしても、この利活用についての悠長な言いますか、もうちょっと時間を区切って早急に、こういうものは準備も必要でしょうが準備期間は去年からあるわけですので、もっともっと前向きにこの利活用について考えていただきたいと思うわけであります。私は食の学校を教育委員会に、食育ということで主管にした時点から何か違うなあと、私は思っておりました。それは別として、最後の質問でまた答えていただきますが。食の学校つまり地域資源活用技術習得施設の目的について。第1条皆さん知つとられると思いますが、今一度確認いただきたいと思ひます。第1条で、専門的な技術と腕に覚えのある人材を活用し、地域資源をいかした新商品や新サービスの開発を支援するとともに、講師・食材提供者及び研修参加者が地域の食文化に関する調査研究・保存等に関わることで、邑南町における暮らしや食文化の魅力を再発見することを目的とするという施設の目的が第1条に書いてあります。そこで2番目の質問です。私は地産地消や6次産業を推進し、食文化の継承、食品加工、新商品開発の拠点として道の駅などで販売する特色ある商品づくりに活用していくべきだというふうには、私は思うところですが、このことについて、何か担当課としてどこが答えられるんか

わかりませんが、私はこのようなことがいいかなというふうに思うわけですが、どうでしょう。

**○原学びのまち推進課長（原拓矢）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、原学びのまち推進課長。

**○原学びのまち推進課長（原拓矢）** 食の学校を所管する教育委員会といたしましては、食の学校を食育推進の拠点施設と考えております。そのためにも、食の学校の理念を命を育む食育と地域を守り、攻めにつながる地産地消の心を育む施設として、子どもたちに食と農に興味を持ってもらう場として活用を想定しているところでございます。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 産業支援課のほうからも御説明をさせていただきたいと思います。先ほど学びのまち推進課長が申し上げましたとおり食の学校につきましては、食育推進計画にもしっかりと位置づけた食育施設として運営されていく方針でございまして、産業支援課といたしましては、その運営上関連する取組みにおいて協働していくことになろうかと思っております。具体的な取組みは現在、これも先ほど説明にもありましたように、意見交換会に産業支援課も参加をいたしておりまして、これらを踏まえて今後協議されていくこととなっておりますけれども、議員おっしゃいますような地産地消や6次産業化につきましては、産業支援課としても、これまでもまた現在も推進しているところでございまして、その上で、令和4年度までは食の学校も活用しておりましたが、食の学校が先ほど来申し上げておりますとおり、食育推進施設として位置づけられて以降におきましては、これ以外にも地産地消や6次産業化に取組各事業主体や地域の所有する施設であったり、各公民館、瑞穂・羽須美にもあります指定管理施設の加工場など調理設備を備えた施設は各地域にもございますので、必要な場合はそういった資源の活用を優先していくように考えておるところでございます。

**●漆谷議員（漆谷光夫）** はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 食育に使って、教育委員会で運営していくことについてどう  
こうは申しませんが、やはり、食育というのは無理に食の学校でなくても、各公民館単位  
や最寄りの身近な施設でいろいろ活動ができるのではないかと思います。食の学校につい  
ては先ほど来申し上げますが、やはり何かの拠点として、目的を持った一つの施設として  
利活用していくことが大事なかなと思ったわけで、こういう質問になったわけですが、  
これからは道の駅や直売所にしても産直にしても、商品開発や商品を町内で確保して  
いくことは非常に私は大事ななことだと思うので、幸いにこういう施設があるわけすの  
で、ここを拠点としてこれからの全ての産業振興に役立てていく、このことを私は申し上  
げておるわけであります。最後の質問になりますが主管は産業支援課に置いて、そしてい  
ろいろな担当課がそれに加わって食の学校をいろんな方向性からこれを活用していくこと  
が、今後大事なかなと思います。食育に特化したような使い方なしに、もうちょっと使  
い方があるんじゃないかと私は理解するわけです。そこで3番目の質問です。教育委員会  
が今主管となっておりますが、地域資源活用技術習得施設等の活用方法としては、産業支  
援課が主管として運営することが極めて現実的ではないかということをおは申し上げたい  
わけであります。今ちょっと思い出したわけですが、兵庫県の多可町あります。そこには  
マイスター工房八千代というのがありまして、巻きずしを1日数千本も売って、それで町  
内外から非常に人気を集めておられる。これは地域の方がやっとなされるわけです。こうい  
う例もあるわけです。これによって地域が活性化する。町が潤ってるというようなことも  
例があるわけです。巻きずしに限らず町内の特産を生み出すような、こういう開発拠点と  
して利用していくならば、私は非常に食の学校の価値感を更に高めていくんじゃないかと  
思っているところですが、この3番目の質問については課長は答えにくいと思いますの  
で、町長は、食の学校、先ほど来私が申し上げる食の学校の活用方法について、私の言  
うことが全てではございませんが。町長は、食の学校をこれからどのように運営していく  
ことが必要なのか・大事なのかということをお、まず町長からお聞きしたいことと。主管を  
教育委員会でなしに、食の学校の目的からしても、どちらかというと産業支援課が主管と  
して運営していただいたほうが、より食の学校が生きてくるんじゃないかというふうに考  
えるわけです。この点について、町長のからお答えをいただきたいと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 冒頭、原課長が申し上げたわけでありますけども、食の学校のコンセプトというのは100年先を見据えて、この食というものを考えていくということだと思います。考えていくということについて、やはりこれから懸念される担い手、これをどうしていくか。食の担い手あるいは農の担い手こういったところをしっかりと学ぶということが、私は基本にあるんだろうというふうに思います。確かに漆谷議員が御指摘のように商品開発に特化というか重点を置いたらどうかということになりますと、産業支援課ということも考えられるわけであります。私としては、先ほど言いましたようなコンセプトを実現していくということになりますと、教育委員会がふさわしいのではないかなと思います。特に昨今の全国的な話題の中で食習慣の乱れというのが非常に言われております。特に子どもたちもそういう環境にある。これが子どもの健康にも問題があるというところが、大きな日本全体の問題になっている。まずはこれから担っていくであろう、100年先を考えていくであろう子どもたちに対して、食べることの大切さこの意味、これをしっかり実践者の方々から話を聞く。そうしたことで意味もありますし、この食べるということについて元を考えると、やっぱり邑南町ですばらしい生産者がおられて、いいものをたくさんつくっていらっしゃるこの農業の実態。これもあわせてやはり学んでいくことが大事なのかなと思います。私としてはこれから担っていく子どもたちのために、この食と食の学校はどうあるべきかということを考えますと、学ぶという点から考えると教育委員会がよろしいのではないのかなと、その中で、例えばいろんなアイデアも出てくると思います。こんなことやったらどうか、あんなことやったらどうかというような、商品開発等いかなくてもアイデア出しが出てくると思います。そうしたことについては我々も大いにいただいて、そこに産業支援課につなげていく。あるいは産業支援課がそこに入っていくということも、今後は柔軟的にあるんだろうと思っております。これだけしかやらないということではないということも、御理解いただきたいと思います。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●石橋議長（石橋良治） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） そういう考え方もあると思います。食育ということで教育委員会が主管ということで、フルに私は食の学校を使って毎日毎日そこを利用するということは、今までの状況を見てもできないのでは。やってみんとわからんわけですが、できないじゃないかと思います。

したがいまして、食の学校については先ほど来からくどくど申し上げますように、これから商品加工とか開発とかいうところにも、フルに無駄のないように一つの施設を使っていく。このことが非常に大事なことであって、何も特化したような使い方でもなしに、今も公共施設の管理計画にあるように、一つのものを有効に活用していくためには、私が申し上げたような使い方もあわせ持って視野に入れて、食の学校を運営していくべきではないかということでございます。そのへんは誤解のないように、これからの食の学校の在り方についてしっかり検討いただいて、食の学校が本当に町内にあってよかったなという状況をつくっていただくことが大事なことで、産業振興にも活用していただきたい。このことを申し上げまして、二つの質問は全て終わりましたので私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

（「拍手」あり）

●石橋議長（石橋純二） 以上で漆谷議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時40分とさせていただきます。

—— 午前 10時 24分 休憩 ——

—— 午前 10時 40分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第2号、宮田議員、登壇をお願いします。

（宮田議員登壇 「拍手」あり）

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●石橋議長（石橋純二） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 8番宮田博でございます。6月の定例議会に当たりまして、今

回も議会の使命と議員の職責を果たすという目的で、2点についての質問をしたいと思っております。まず初めに、町財政の現状と今後の対応について。それから2点目は、未利用固定資産の管理状況について、ということで通告をしております。多少順番が狂うかもしれませんが、よろしく願いいたします。それでは最初の質問に移ってまいります。町財政の現状と今後の対応についてということで通告しております。まずは町財政の現状について、令和4年度の決算状況・健全性等直近の財政状況をどのように捉えているかということで通告しております。私は近年、財政といろんな事業、このバランスに何となく不安を抱えておりました。町民の方からも、直近大型事業がどんどん進められているが、財政が厳しいのかどうかよくわからない、とのお話も承っております。まさに、そのような感じも受けられて当然じゃないかなという気もいたしております。行財政の関連の数値や計数等、普段余り使わないような耳にしないような言葉でこれから質問を入れてまいります。よろしく願いいたします。町長は合併直後に財政改善を求めるために、17年4月に邑南町行財政改善審議会を設立をされております。この背景には合併直前にいろんな公共施設等々、旧町村でされたしわ寄せも来たのかなということも伺えました。18年の3月には、すいません私も当時実は委員に拝命したんです。諸事情がありまして途中で最後までおることはできませんでしたが、18年の3月には邑南町行財政改革大綱もあります。これをつくっておられます。そして第一次の邑南町行財政改善計画。これを策定するなどして改革に取り組まれたところでございます。今回、第二次の邑南町行財政改善計画が示されまして、この第一次の改善計画の中では評価もされておりますが、その評価の中には、目標の達成項目としては固定資産税の前納報奨金の廃止。組織機構の見直し。定員管理の適正化などについての目標を達成したという記載もございます。そうですね固定資産税の報奨金、これの廃止したということでは幾分か財政負担の軽減につながったかなということはあると思いますが、組織機構の見直しをした、それから定員管理の適正化の行財政の改善。しなかったとは言いませんが、これが行財政改革の成果につながったという認識は、非常に薄いように私自身は思います。また、邑南町のこの資料の中で現状というところも述べてありますが、人口の推移、それから普通会計の現状等々が述べられており、文章の後段では公立邑智病院の本館の改築。石見中学校の改築。道の駅の再整備等の大型事業により、いわゆる実質の公債費が増加に転ずる見込みと記載がしてございます。そのほか、本町はずっと義務的な経費の比率が非常に高い。住民1人当たりの行政コストも類似団体と比べたときには、同程度あるいはやや上回っている。これは皆さんも御覧になっているように、公認会計士の分析等々でも記載がしてございます。財政構造っていうのは、ある程度自由に使える弾力性が求められなければならないのですが、この資料の結びでは逆に財政の硬直化が進んでいますとありますし、さっきの産業建設常任委員会で資産経営課の資

料の中の末尾には、ちょっと極端というふうそではないんですが、本町の財源に余力は全くないという書き下しもあるような状況だと私も思います。このように公表がしてあるこの資料に基づいて5年度の決算はまだ未承認ですので、4年度の決算における本町の財政の状況の全般について問います。答弁をお願いします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 令和4年度の決算状況・健全性等、直近の財政状況をどのように捉えているかとの御質問です。普通会計で説明をさせていただきます。普通会計は、決算統計において一般会計と、公営事業会計を除く特別会計を足して、会計間の重複計上を取り除き自治体間で比較可能にした会計です。普通会計での令和4年度の実質収支は3億1,800万円の黒字決算でした。歳入は、前年度138億4,900万円に比べ3億9,900万円増の142億4,800万円となりました。歳出は、前年度135億8,200万円に比べ2億8,600万円増の138億7,300万円となりました。経常的な収入は、普通交付税が前年度と比べ1億4,400万円減、臨時財政対策債が1億700万円減。一方で、地方税が1億6,100万円増加しており、経常一般財源収入は1億1,600万円減となっています。また、経常的な支出は前年度と比べ、公債費が8,200万円増加、消防団報酬単価増などに伴う人件費が3,400万円増加などがあるものの、大田市のごみ共同処理事業への加入に伴う邑智郡総合事務組合負担金の減少などによる補助費などが1億2,000万円減により、経常一般財源支出は2,400万円減少しています。まず、経常収支比率について御説明をさせていただきます。経常収支比率とは、経常的に収入される経常一般財源が経常的に支出される経常経費に与える割合です。自治体の経常収支比率は、70%から80%が適正だとされています。本町の令和4年度決算を受けた経常収支比率は、91.4%と前年度に比べ1.1ポイント増となり財政の硬直化が進みました。次に、令和4年度決算を受けた健全化判断比率を御説明させていただきます。まず、実質公債比率です。実質公債比率は、分子が自治体が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金で、分母が標準財政規模で、分子分母ともに地方交付税等で交付される元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した割合で、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさをあらわす指標で資金繰りの程度をあらわすものです。令和4年度は13.2%で、前年度の数値よりも0.9ポイント下がりました。県内19自治体中17位となっています。県平均は11.2%です。実質公債比率が18%以上の

自治体は地方債を発行する際、協議制から総務大臣又は県知事の許可制へと移行することになります。令和4年度以降実施の、公立邑智病院建設事業及び石見中学校建設事業、道の駅瑞穂整備事業の元金償還が始まることにより、影響が出るのは令和10年度からとなっています。その数値を注視する必要があります。次に、将来負担比率についてです。将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、自治体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模から基準財政需要額を控除した額に対する比率で、自治体の地方債や将来支払っていく可能性がある負担等の現時点での残高をあらわす指標で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。令和4年度が79.7%で、前年度と比較して0.9ポイントの減少となっています。県内自治体中13位となっています。県平均は89.7%です。市町村では、早期健全化基準が実質公債比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し350%となっています。大型事業による多額の地方債の発行を予定したため、地方債の残高が増加し数値は上昇に転じる見込みとなっています。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、実質公債費比率が10年度より数値がぐっと上がってくる。今4年度が13.2%ですので、どれぐらいに上がると予想しているのか。それとなぜ10年度なのか。恐らく将来世代負担にしたからかなとは思いますが。その辺りの説明をもう一度お願いします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 実質公債比率でございますけども、4年度に借りたものについては、5年間据置きということになります。要は、元金償還の据置きということになりますので、5年置いて6年度目から元金の償還が始まります。したがって、令和10年度から上がるというふうに予想しております。その数値を注視しているところでございます。どのぐらい上がってくるかということでございますけども、これについては難しいところがございまして、例えば令和6年度の起債額を決めますけども、これについて事業

が繰越しとなります。そうすると実質の借入れについては、翌年度7年度になるわけです。ですから今ずれずれできておりますので、難しいところがございます。以上でございます。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ということは今回の大型事業のこれが将来世代への負担ということではなしに、これも含めて起債の償還というのは全て5年度以降から償還が始まる。5年間は据置きということで理解していいですね。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 大型事業につきましては、基本30年償還としております。その関係で、5年据え置いて6年度目から元金償還が始まるということです。ですから事業によっては、例えば過疎債を借りる場合には、注意年償還が基本となっております。この場合には、3年据置きで元利償還が始まるのは4年度目からということになります。ですから、起債によって違いがございます。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 自分のコメントは後ほどさせていただきます。次の質問に移ってまいります。町長は大型3事業の実現確証ができたということで引退を表明されておりますが、現在のこの財政状況をどのように評価されておりますかということで通告しております。御案内のように4月16日の臨時会におきまして、6期目の町長選には出馬しないと引退の意向を示されたところでございます。5期20年間行政のトップとしてリーダーシップを発揮されました。私は議員として今3期目の後半を迎えておりますが、町長の方針とは異なった意見であったり、あるいは上程をされました議案等にも反対したことも

多々あったかと思います。これまで多くの議論や、私なりには提言と思われることもしてきたつもりでございます。直近では今進めていただいております内部統制について申し上げ導入をして、この成果はこれからあらわれてくるのかなと思っております。先の臨時会におけるこの表明の中には、道の駅瑞穂の本体工事が着手された。それから邑智病院。石見中学校の整備。この三つの大きな事業が前進していく確証がとれたと述べられております。確かにこの３事業は進められております。厳しいこの財政状況の中で進められている大型事業が、今後の町政に与える影響あるいは町長として財政の現状というものを、どのように評価されているのか。町長の答弁をお願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） お答えする前に、これまで宮田議員さんからあるいは監査委員さんとしての立場から、様々な行財政改革を中心とした御意見をいただいて、私も大変勉強になりました。中でも内部統制については、非常に有意義な御提案であって、これを今着実とは申し上げられないかもしれませんが御提案の思いを元にして、少しでも前進するように職員一丸となってやっている状況であります。これまでの御指導に感謝をしたいと思います。今の例を出された三つの大型事業でありますけども、私は当初から申し上げておりますように、これは将来のために必要なハード整備ということでお願いをしながらこれまで議論を重ね、議会の御理解もいただいいただきながら進めていると承知をしております。これはやはり完成ということにいつかなるわけではありますが、完成した以上はこれを徹底的にフル活用していくということをやらないと意味がない。これは道の駅だけではなく病院も中学校もそうだと思っております。しかしながらこうした大きな事業をやる、どうしても財政的な硬直といいますか指標は上がってくるということは間違いありません。逆に何もしなければ、財政的には非常に安定をしてくる。しかし、それはそれでまた住民のニーズにはこたえられないという部分もある。やはり財政運営というものをしっかりとやりながら必要なものをしていくというのは、これはどなたか町長になられても必要なことかなと思います。そういう中でこれからは一番頭に入れておかなきゃいけないのは、人口減少が歯止めがかからない。これは日本全体の大きな問題であります。こうした人口減少社会における財政運営の在り方ということは、非常にこれから重要な問題になってくるんじゃないかなと思います。したがって、私がまず任期中にやるべきことは、従来は秋になりまして翌年度の予算計画あるいは方針というものを出すわけであります

が、少し前倒しをしましてこの非常に厳しい状況というのは変わらないし、今後もそういう状況が続くということを予想しながら、令和7年度の予算編成をする前に徹底的に今の財政状況というものを全職員が自ら理解していく。学んでいく。これを少し時間をかけてやる必要があるのではないかなと思います。従来はペーパーでもって、予算編成の間近になってこういう状況であるからということをお願いしてはありますが、今の財政状況を鑑みますと少し力不足ではないかなと。もう少し職員の意識改革という点でこれを徹底的に今期はやって、来年度の予算編成につなげていきたいと思います。一部の幹部職員が理解しているということは意味がないわけでありまして、全職員が今の財政状況というものをしっかり理解をして、それから予算編成に当たっていく。ここに時間をそいでいきたいなと思います。その中には当然財務課が様々な資料を用意するわけでありましょうけれども、中長期の財政計画あるいは様々な財政指標。そうしたものをわかりやすく示しながら腹に入れていくということが大事なのかなと。つまり一言で言うと、危機感を全職員が持ってやっていくということが、まずは大事なかなと思います。

●宮田議員（宮田博） はい。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ありがとうございます。もう少し踏み込んでほしいというところもありますが、この段階では承っておきます。ここまでのところで4年度の決算報告が10月の広報にも載っております。私はひねくれた人間ですのでここに決算報告の後に持続可能って書いてありますが、この後に、本当はクエスチョンがつけたいぐらいな決算状況ではないかなと。このままでいって本当に持続可能になるのっていう状況。この時点ではまだそこまではいかないものの、恐らく5年度の決算をすれば更に厳しくなることが予想されるのではないだろうかと思っているところでございます。ただいま町長さんまで4年度の財務諸表、あるいはいろんな指標をもとに答弁をいただきました。皆さんも御覧になっていると思いますが、貸借対照表の経年比較をしておりますと、やはり資産が減少あるいはすいません純資産、これが毎年30億円近くずっと減少してきております。会計士さんも御丁寧にここにコメントをしております。27億から36億減少と書いておられます。この純資産が減るとどうなるのかっていうことは執行部の方はよくわかりだと思っておりますが、このままの状態でこれが減っていくと、20年後から28年後には債務超過に陥りますよということがこの純資産の変動記録表で読めるよということなんです。というようなことからすると今何もしないでいけば、邑南町の財政というのはますます厳しくな

りますよということが、こういったところから見えてくるのではないかなと感じております。この純資産。資産の減少がなってしまうと本議会でもいろんな御提案とかありますけど、例えば公共サービスの提供、あるいは財政の健全性に影響を及ぼすと言われていると思います。もちろんこれが今すぐ、今言いましたように重大な影響を及ぼすということではございません。このままでいけばくだいようですが、20年から28年後には債務超過になりますよということが述べてあるほどの状況ということは、理解をしていきたいなと思っております。であれば債務超過に陥ることがあってはならないので、積極的な行財政改善改革、これを進めて債務超過になるということは回避をしていかなければならない、これが執行部あるいは議会の責任ではないかなと思っております。ちょうど冒頭に申しましたが合併の直後もやはり、これはどこの市町村でもよくあることなんです。合併する前にぼんぼんぼんぼんいろんなものを建ててしまうので、それが合併後の財務状況を悪化するということがよくあるわけです。うちがそうだったかどうかということは確証はとれておりません。事情からすると、そのようなことも予想をされるところでございます。町長の答弁にもありましたが、当時よりか人口減少・少子高齢化が進んでおります。これからはよほど性根を入れて、ある程度の犠牲と言っては失礼ですが我慢をするところは我慢をしながら事業を進めていかないと、ますます財政は悪化するということ。やはり我々議会、執行部、そして町民の皆様にもしっかりと説明をして、御理解をいただけるようにしていくべきではないかと思ったところでございます。次の質問に移ってまいります。本当に夢のないような将来に負担を不安を感じるような質問を続けておりますが、今後の町財政への対応ということでああして先ほど来答弁いただいておりますが、大型事業が続出したこともあってこの財政の硬直化というものが進んでいると評価もされております。財政の健全度。これは正しいとかどうかじゃないんですけど、行政関連の経済誌でよく使われることなんです。収支・弾力性・財政力・それから財政の基盤・将来負担等でこれがどうかということが示されるわけです。本町の財政の健全度というものは、どのように捉えておるのか。そしてまた次の通告しておりますけど、近年各地で本当に想定外といいますか、大規模災害が多発しております。おかげで本町では、そういった被害が25災以降は大きなものがないように思っておりますが、そういった不測の事態に備えたときには、財政の調整金というものが十分蓄えておらなければならないわけです。これは適正の規模を確保しているのか。財政の調整金についてはこれは基準というものはないんですが、おおむね標準財政規模の10%ぐらいと言われております。うちの町は非常に面積が広いのでそういった不測の事態に備えた財政調整基金というものが、本当にこの10%程度で賄えるのかどうか。今は無いからなんですけど、あったときにどうなろうかという不安も抱えているところでございます。そういったところで、うちの町が本当に財源余力はな

と思いますが、そういった今後の対応についてどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 1点目の御質問で財政の健全度は、収支・弾力性・財政力・財政基盤・将来負担等で示されるが、本町の財政の健全度をどのように予想し対応するのかとの御質問です。今後、経常収支比率・実質公債比率・将来負担比率、いずれも上昇すると見込んでいます。人口減少が見込まれる中、普通交付税や町税の減少が見込まれます。これは経常一般財源の減少であり、経常収支比率は、経常経費を抑制しない限り上昇すると考えております。財政力指数も、自主財源である町税の減少により下降すると予想しています。将来負担比率は、令和5年度末で上昇すると予想しています。したがって、今後の普通建設事業については、令和7年度から抑制を図り、8年度には普通建設事業の財源を起債4億5,000万円、一般財源2億円、事業規模としては12億円の抑制をしていく必要があります。また、公共施設の整理・統廃合も必要であり、使用頻度の少ない施設や重複する施設を見直し使用をやめる検討も必要です。事務事業についても厳選し、真に必要な事業を実施していくことも考える時期に来ていると思います。また、令和5年度決算から余剰金を活用し現在基金の積み増しをする必要があります。これは、令和6年度中期財政計画やその後の長期財政推計において、数値上昇を想定し、減債基金を活用した繰上償還をすることも検討をしておく必要があるからです。2問目の御質問で、近年各地で大規模災害が多発しているが本町が被災した場合など、不測の事態に備えている財政調整基金は適正規模を確保しているかとの御質問です。宮田議員が先ほども言われましたが、財政調整基金の積立て目標を以前説明をさせていただいたこともあります。標準財政規模の10%程度としております。標準財政規模とは、自治体が標準的な状態で、経常的に入る収入の額で、町税、税交付金、地方譲与税、普通交付税などの合計金額です。令和4年度本町の標準財政規模は70億5,100万円でしたので、7億円ということになります。県の財政ヒアリングで、できる限り積み増しをしておいたほうが良いという御指導もいただいております。本町の財政調整基金は、令和6年度一般会計補正予算第2号での年度末残高見込額として、9億5,789万円となっています。平成25年災害で財政調整基金が1億6,000万円減少をしております。仮に平成25年災害と同規模程度の災害では、5億円程度あれば、初期対応は十分にできると考えております。現在の財政

調整基金の残高は、年々増額を図っており、不測の事態に対して、適正規模と考えております。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） くだいようなんです、今財政が硬直化しとるというわけではないんです。やはり硬直化が今進んでいますよという表現もされている中で、例えば本町の財政が硬直化した場合に、どのような制約あるいは事業体制を構築していかなければならないのか。よく基礎的財政収支、プライマリーバランスという言葉でよく言われますが、これがマイナスに転じた場合の財政への影響。これはあんまり当てんならん言うちゃあ失礼ですが、国あたりももう既にマイナスになっていると思います。そういった状況が本町への与える影響。事業に与える影響というのは何かお考えがあるのか。あれば答弁していただきたいと思います。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 宮田議員おっしゃいました、プライマリーバランスのことでございますけども、今現在町としてはそこまでの検討はしておりません。毎年毎年歳出の抑制を図る努力をしております。今後令和7年度予算編成に当たって一般財源の歳出を抑えるために、一般財源ベースで抑制を図っていく目標を立てるといような形を毎年毎年やってることですけども、令和7年度の予算編成にもそのように対応していきたいと思っております。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 言いにくいことをすらすらと言っておりますが、ここまでのところで町長。今後の財政について特にこれだけは言っておきたいということがあ

れば、おっしゃっていただければと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 邑南町の財政構造というのはこれは恐らく将来もそうでしょうけども、いわゆる1割自治とか2割自治とかいう状況は変わりないと思います。したがって、その構造をやっぱり頭にしっかり置きながらどこまで起債発行ができるのか。それに伴って、どれだけ実質公債比率が上がっていくのかというようなことをしっかり頭に入れながら、将来借りすぎて返せなくなったということだけは絶対避けなきゃいけませんし、宮田議員がおっしゃるように、そうしたことが住民の方々のいわゆる公共サービスに影響を及ぼすようなことはあっては絶対ならないと思います。そこはもうとにかくしっかり見ながら、単年度ごとに協議をしながらやっていきたいと思います。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ありがとうございます。ここまでいろいろと質問をしてまいりました。収支については、基本的には支出は収入の範囲内に収まっているか。決算は黒字でありますし表面的には収まっているととれるかと思います。弾力性・外部環境に大きな変動があったりしても、柔軟に対応ができるかということはこの弾力性では見なければなりません。既に財政が硬直化に向かっているという表現もあれば、私は弾力性はないんじゃないかと思わざるを得ないと思っております。それから財政力。支出を税収で補えるかっていうのが一般的に言う財政力なんですけど、当然本町では地方交付税として入れれば税収で補えますが、自主財源が乏しいということも念頭に置いておかなければいけない。それから財政の基盤。税収には安定した裏づけがあるのかどうかということですが、これは後段でも申し上げますが、自主財源が乏しいので安定した財源の裏づけっていうのは、交付税あるいは補助金になろうかと。依存しておりますし、そういうふうには私は思っております。それから財政上の負担を将来世代に先送りをしていないか。確かに4年度地点では県内でも将来負担比率というのは低い町になっております。執行部のほうでももう既に感じておるようですが、これらの大型事業に伴う起債の発行等々で、やはり将来負担と

いうのは今後増えていくよということが予想されるのではないかなと思います。5年度の決算についてもおおよその部分的には捉えておりますけど、監査委員としては自治法で守秘義務が定められておりますので、コメントは控えさせていただきます。2022年版の地方財政白書というのを読ませていただきました。地方自治体の財政は、本町に限らず硬直化がなっているというコメントをされております。それから、先ほど来経常収支比率。本町は91.4ということです。ということは自由に使える財源というのはその残りしかないということを知って、いろんな事業に取組ということが必要じゃないだろうかと思います。時間も迫ってまいりましたので次の質問に移ってまいります。次の質問は、未利用固定資産の管理状況についてということで未利用固定資産の管理状況がどうなっているのか、通告をしておるところでございます。これまで、本当におもしろくもない本町の財政状況の厳しさについて議論をしてまいりました。財政が厳しければ、限られた財源の有効な活用もしなければいけない。当たり前のことです。地方公共団体は固定資産台帳が整備され、保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で保有する財産活用や処分に関する基本方針について検討すると、国・総務省かどっかで出ていると思います。公会計に移行したのであれば、従来は現金主義でしたから、資産を取得しっ放しでしたが、今度はああして先ほど来申し上げるように貸借対照表で全部試算も出てまいりますので、そういったところでの管理。これをするというのが、たしか義務づけじゃなかったかと思います。そういった通達等に基づいて、本町も公共施設等の総合管理計画を策定して取組んできておるところですが、第一次の計画っていうのはこれも委員会あるいはこれまで議会でも皮肉っぽく申して大変失礼かとは思いますが、ほとんど進められていない。本年度は資産経営課を新設して、この取組みを強化しようとしていることは非常に評価されるなど思っております。本町住民1人当たりの皆さんも御覧になってると思います。分析資料でも、6町村で最も高い資産を保有しております。資産が多いということは土地の場合は別として、建物の場合はどうしても維持コストがかかってまいります。土地にしても道路整備等々にしても、コストがかかってまいります。だから、資産の量的減少を要するということがいろんな財務分析資料の中でも言われているところでございます。資産経営課が先般の産業建設常任委員会、今日も申し上げましたが令和6年度の施設面積縮減にかかる工程についてということで示しておりますが、これは隅々までしっかり読みましたが、非常にいい工程だなと思っております。これをなるべく前倒しで早くやる。取組むということも重要じゃあなかろうかなと思っております。そうすることによって、これまで議論しておりますように自主財源が乏しい町であれば、例えば処分できるもんがあれば処分をして財源に変える。それから、貸借対照表の中の資産に価値感のないものが数字だけが残っていれば、どうしても財務状況は悪いようになってしまう。こういったところ

を、未利用の固定資産の処分を中心に少しでも早い段階で財政改革につながるような取組みにつなげていただきたいなと思っております。固定資産税の台帳整備は完了しているはずでございます。ただこの中で、未整理の固定資産というものが分類されているかどうか。これは、まだでしたらまだというふうに答弁してもらっていいんですが、これは急ぐことじゃないかなと。もう既にそれをして、皆さんも御覧になったかもしれませんが、これ島根県のホームページなんですけど、未利用県有財産の売却についてホームページに公表しております。これが大事なんですよ。要らないものを抱えている。コストをかけているということでもなしに、要らないものは財源にしましょうよという取組みを早くしなければならぬということで、この①、②について答弁を求めます。

○沖野資産経営課長（沖野弘輝） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、沖野資産経営課長。

○沖野資産経営課長（沖野弘輝） 町が整備しております固定資産台帳には、令和4年3月31日時点で、土地が2,926筆。建物が508戸登録されてます。これは取得年次・用途・財源別のような様々な項目で分類されておりますが、御質問にありますような利用状況という区分では、今お話しされました昨年改定しました邑南町公共施設等総合管理計画これに記載しました。220の施設においては詳細な状況であるとか、今後の活用方法・方向性そういったものを整備しておりますが、未利用の資産はこれではないところに多くございます。こちらのほうにつきましては整理がまだまだ及んでいない状態でございますので、今後速やかに調査を行い台帳の精度を上げていきたいと考えております。こういった未利用の状況の資産を、どのように整理していくかっていう意味で活用計画とか処分計画とかっていうようなところにつきましては、現在持っておりません。現状で邑南町がこの未利用資産の状況についての対応につきましては、ホームページ上で町有遊休資産の活用案募集についてという項目で10筆の土地の活用案というようなものを募集をしているところでございます。先ほどお話ししましたような、固定資産の利用状況っていうところの精査を進めていきまして、御紹介いただきましたような島根県の未利用の資産の売却の公表、そういったようなところにつきましてもいち早く対応をして、公売等の方法で整理をしていきたいと考えております。

●宮田議員（宮田博） はい。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） これまでのいろんな流れ、それから監査委員としてもいろいろと関係帳票を確認しておりまして、監査のコメントでは申し上げたことはございませんが、やはりこういう財政の状況になったということを十分考慮して、まだ今なら間に合うよということで起債を将来世代に負担することなしに、現世代でできることは可能な限りやっていくということを基本方針等もこれからつくっていくかなければいけないかもしれませんが、積極的にそれには取組んでもらいたいと思うところでございます。本来であれば公会計に移行してもう七、八年になるです。台帳を整備したときに県あたりはもう既にそれをやっているんです。ですからこれは義務だったかどうか分かりませんが、うちは財政が厳しい厳しいだけでなしに、何か対応をとれるところはないかということ改善という意味合いで進めていくべきではないだろうかと思っております。公共施設等総合管理計画、度々出して申し訳ないんですが、これを計画も立ててはおりますが可能な限り前倒して早めに対応する。それから今の未利用資産というもの、これも恐らく定義をつくらなければいけないと思います。ただ使っていないという暗黙のことでなしに、何らかでちょっとでも使っとれば未利用にならないとかいろいろあるかと思いますが、そのあたりの条例までする必要はないかもしれませんが、基準・定義というものも早めに決めて自主財源、税収が少ないのであれば交付金に頼らざるを得ない。でもその交付税も、これから青天井で頂戴できるというものではどうもないようなことも賜っております。そういうことで、少しでも自主的に財務改善ができるという取組みに積極的に取組んでほしいということをお願いしたいと思います。それから町長も先ほどおっしゃったように聞きましたが、今回何でこういう質問をしたかという、予算編成が大体8月から9月に予算の編成方針あるいは予算要求の決定をしていきますので、9月の議会では間に合いませんので今回これをさせていただきました。町長はこれも早めにということを言われましたので、非常にいいことだなと思っております。是非早めにこういったところを予算編成を取組みながら、また振り返ってみて、今のような本町で財源の確保あるいは縮減ができるもの、千数百の事務事業がありますので、全てにということはなかなか難しいかもしれませんが、可能な限りこれに具体的に取り組んでいただいて財政の改善につなげていただければ、議会としてもそういう議論をこれからもしっかりとしていきたいことを申し上げて質問を終わります。

（「拍手」あり）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後１時１５分とさせていただきます。

—— 午前 11時 35分 休憩 ——

—— 午後 1時 15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

## （ 日程第 2 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。なお、議場は空調が効いておりますけれども、暑いようでしたら上着は取っていただいて結構でございます。続きまして、通告順位第３号野田議員登壇をお願いします。

（野田議員登壇 「拍手」あり）

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） ３番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） ３番野田です。よろしくお願いします。４月の臨時会において、町長から１０月の町長選に出馬しないと報告があった中で、一言だけメモした言葉があります。種まきができた、この一言をメモしました。まいた種を育てるにはフォローをする必要もあるし、私も未来に向けてまきたい種もあるし、種をまくために準備も必要であると考えていますので、様々な提案をさせていただきたいと思っております。今回の質問は、ペーパーレス化に向けて。お試し住宅の整備について。高齢者の健康増進と買物弱者対策について。ふるさと素材の活用について。観光戦略とブランドメッセージについて質問をいたします。最初の質問はペーパーレス化に向けてです。あえて、向けてとしました。来年議員の改選があります。来年の改選時に向けて進めていただければという思いもあり、向けてとしました。議席をいただいた頃招集通知は紙でしたが、今はメールとタブレットにアップされております。学校行事への案内のペーパーレス化についてですが、学校から年に何回か案内が届きます。返事は、電話であったりファクスであったり郵便で返信をしたこともあります。先日、瑞穂小学校の運動会に来賓として行きました。その中で

応援合戦などの審査をするときの方法に、用紙への記入だけではなくQRコードを読み取って審査する方法もあり、1年前に比べてデジタル化が更に進んだと実感しました。全ての方への案内のペーパーレス化ではなく、議員への案内はペーパーレスでよいのではないかと思います。学校行事の議員向け案内のペーパーレス化について、答弁をお願いします。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 学校行事の議員向け案内のペーパーレス化について各学校に聞き取り調査を行いましたところ、入学式・体育祭・卒業式などの行事の案内は、手紙などの紙媒体で行われております。近年ではデジタル化が進み、議員おっしゃられるようにメールでの案内送付も一般的にはなりつつあると考えておりますが、学校行事の議員向け案内のペーパーレス化については、手紙での案内が相手に確実に届くためと、メールと手紙が混在すると事務が煩雑になり結果として事務量が増加する結果となる場合がありますので、現時点では各学校とも従来どおりの手紙やはがきなどの紙媒体での案内をさせていただきたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） わかりました。難しいようなんですけど、先ほど瑞穂小学校の例を挙げましたペーパーレスできても、例えば返信をQRコードで読み取って返事することについてはどう考えますか。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 各学校のQRコード等での報告につきましては、各学校で柔軟な対応をしていただければよろしいのかと考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） それでは柔軟な対応をお願いしたいと思います。続きまして議員の給与支給明細。来年の改選時に向けて、ペーパーレス化にするかしないか。検討すべきも含めて議員の給与明細のペーパーレス化についての答弁をお願いします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議員の給与支給明細書のペーパーレス化についての御質問でございます。現在議員の皆さんの給与支給明細書につきましては、紙でその都度配付をさせていただいております。一方で職員につきましては従来紙で配布していたものを、令和4年5月から職員それぞれが業務用パソコンで職員番号・パスワードを入力して明細を確認する方法に変更し、現在紙の配布はしておりません。しかしながら一部業務用パソコンを持たない職員につきましては、現在も紙を配布しているところでございます。議員の給与支給明細書のペーパーレス化についてですが、明細書のPDFデータを現在お持ちのタブレットへ個別に送付するなどし、明細を御確認いただくことは可能であると確認しております。ただし給与事務担当職員の事務負担を考えますと、これまでどおり紙の配布でお願いしたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） こちらも事務負担を考えると難しいということでした。ある自治体の議員に配布する資料の一覧表を見ますと、本会議資料であるとか委員会資料はペーパーレスですけど、給与支給明細書のみ紙ベースに立っているところもありましたし、また自治体専用ビジネスチャットツールL o G oチャットっていうのを導入して、ペーパーレス化している自治体もありました。これについてもまた研究していただければいいと

思っておりますので、よろしくお願いします。続いてはお試し住宅の整備についてです。地域経済を守り持続可能なまちづくりを行うためには、資源となる人・物・金を呼び込むことが必要です。人を呼び込むためには、移住者や定住者を増やすための取組みが求められます。昨年秋に邑南町でやりたい仕事があり移住を考えている方々から、住まいの相談を受けました。ホームページも紹介いたしましたけど、思うような物件がない方は他の自治体に住むことも検討されました。また、その時にどんな町が住んでみたいというお話もあり、お試し住宅があればいいのにといい意見もございました。民泊に滞在する選択もありますが予算的に、例えば民泊1泊3,000円として1か月住んだ場合は9万円です。移住を考え試しに邑南町に住んでみたいと考えている方々が希望する金額は、月に2万から3万で1か月から2か月間住んでみたいという希望ですから、金額に開きがあります。移住を検討する中で地域での暮らしが自分に合っているのか、どのようなライフスタイルが実現できるのかなど移住者が考える不安は様々あります。お試し住宅を活用することで移住希望者が実際に邑南町での生活を体験でき、地域の雰囲気や魅力を直接感じることができます。また、地域のコミュニティやイベントなどに参加することで住民との交流が生まれたり、どのエリアが自分たちに合っているのか環境を確認したり、生活インフラについて事前に理解を深めることができ移住後のギャップを減らすことができると思います。移住地域や住居の選定・仕事探しなど移住に必要な準備を進めることができるように、空き家を活用したお試し住宅を整備することが必要ではないかと思います。また、空き家の活用は地域の課題解決にもなります。お試し住宅の整備について答弁をお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 空き家を活用したお試し住宅の整備についての御質問でございます。お試し住宅につきましては邑南町では御指摘のとおり、町営のお試し住宅は現在のところ設置をしておりません。理由としましては現状の住宅需要として、住まいとりわけ賃貸のアパートや居住可能な空き家が不足していることがございます。ここ数年の傾向から見ますと、せっかく邑南町に移住したいとの御相談をいただいたとしても、御希望に沿った住まいが案内できず移住に至らないケースが出ております。これは議員さんがおっしゃったとおりでございます。そのため町としましては、まずは邑南町に移住したいと決めて御相談をくださる方への住まいの整備。とりわけニーズの高い賃貸住宅の確

保を目的に、整備を優先して取組んでいるところでございます。なお、一定期間邑南町に滞在してみたいと御相談いただいた際には、邑南町にある民泊やゲストハウス・シェアハウスなどを御紹介しております。こうしたことで民泊等のオーナー様を含め邑南町の人と出会っていただくことにつながりまして、邑南町での暮らしをより深く知っていただくことにつながるものと考えての御案内でございます。次にお試し住宅に関しまして申しますと、整備をする際に活用できる邑南町民間賃貸住宅建設支援事業補助金がございます。この補助金は、空き家に移住・定住促進住宅、具体的にはお試し暮らし住宅であったり、シェアハウスそして賃貸住宅に改修するための補助金でございまして、改修費の2分の1上限が400万円を支援するものでございます。邑南町では、これまで賃貸住宅の整備に活用していただいた実績があるのみで、これまでにお試し住宅に活用された実績はございませんが、この補助金を活用してお試し暮らし住宅を整備することは個人の方でも可能になっているということでございます。いずれにしましても、邑南町では今後も民間の活力を導入した住まい整備に努めたいと考えております。これについては、これまで先ほど御紹介しました民間賃貸住宅建設支援事業分を使ってまいりました。新築事業では、平成26年から世帯用でいうと30戸。単身用で26戸。計56戸を整備しております。改修事業は、令和3年度より進めておりまして、現状で今6戸整備をしているということです。令和6年度は新築が世帯用1戸。改修は5戸の整備を計画しているところでございますけど、この改修については全て賃貸住宅ということでございます。今後も、空き家の活用施策としてこの民間賃貸住宅建設支援事業を活用して整備が可能であるお試し住宅も含めて、住宅の整備を推進してまいりたいと考えているところでございます。御理解いただければと思います。

●野田議員（野田佳文）      はい、議長。

●石橋議長（石橋純二）      はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文）      理解はできましたが、やっぱりこのお試し住宅っていうのは自分でも大切だと思っております。9月定例会にむけて、担当者にこれからまた新しい参考となる資料を提出できるかと思っていますので、そのときはよろしくお願いします。あと、先ほど民泊を使った試しに住んでみるということなんですけど、例えば1か月とか住んだ場合、例えばそこに補助金を出すとかそういったことは考えられないのか。例えば1か月1日3,000円として9万とします、でもそこが民泊の方がディスカウントする場合もあるし、逆にできなかったら町としてもそういった方々に向けて補助金を出すと考え

るということはどうか答弁をお願いします。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 先ほど御質問の中にもありましたように、1泊の金額が高くて長く利用されると当然それが高くなるということは把握してるつもりでございます。ただ、これ事業者さんが民間の方ですのでその意向も踏まえて話をしないといけません。当然、補助だということになると当たり前料金に請求される。その分の補填を利用者さんのほうに町がすべきだという意見だと思うんですけど、それについては現状していないですし、そういった事情をしっかりと把握した上で検討すべき課題かと考えます。

**●野田議員（野田佳文）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、野田議員。

**●野田議員（野田佳文）** 引き続きいろいろと提案していきたいと思っています。続いては、高齢者の健康増進と買物弱者対策についてです。買物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々を指します。今後免許を返納して買物が不便になった時にどうしようか、という心配の声がありました。タクシーだと買物のたびに利用できないし、そのことで引きこもりがちになるのではと心配の声も聞きました。何か対策・支援方法はないかと探している中で、今回提案するショッピングリハビリを知りました。買物弱者に対する取組みに交通網の充実・宅配サービスや移動販売等がありますが、今回の質問においては、今まで気軽に買物に出かけていたが、免許を返納したり高齢とともに出かけにくくなり閉じこもりがちになった場合の、高齢者の健康増進と買物弱者対策を結びつけた提案をしたいと思います。東京都老人総合研究所などの調査によると、ほとんど外出しない高齢者は毎日外出する人たちに比べ歩行が不自由になるリスクが4倍。認知機能が落ちるリスクが3.5倍もあることが報告されております。家に引きこもっていると、体力の低下・交流の場が減ります。高齢者が外に出ていくことは、健康増進、介護予防につながります。山形県天童市では買物に出かけにくい高齢者の支援を、自治体・介護事業者・商業施設と連携し、買物をして健康増進・認知症予防のためのショッピングリハビリ事業を行っております。天童市の場合ですけど、

65歳以上の要支援1・2の認定を受けた方などであれば、日頃デイサービスなどの介護サービスを利用していない方でもできるサービスです。利用者の声として、人との交流もいい刺激になる。買物は眺めているだけでも楽しい。弱い運動になるなどの声があります。商業施設を歩くことは適度な運動になり、定期的な外出と歩行により身体能力の低下を防ぐことにつながります。外出して交流することで、孤独感の軽減・心の健康にもつながります。また買物をすることで、新しい商品や情報に触れ計算や記憶を使う機会が増え、認知機能の維持・改善に役立ちます。さらに地元の商業施設を利用することで、地域経済の活性化につながります。高齢者を商業施設へ送迎して施設を歩いて買物をしてもらうことで健康増進を図るショッピングリハビリは、外出を控えがちになる高齢者の閉じこもり防止・健康増進において有効と考えます。答弁をお願いします。

**○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、坂本医療福祉政策課長。

**○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子）** ただいまショッピングリハビリに対しての町の考え方について御質問いただきました。少し議員のほうからも取組みについて御紹介ありましたけれども、私のほうからも少し補足して御説明をさせていただきたいと思います。このショッピングリハビリというのは、自宅から送迎で商業施設に出かけて楽しく買物をするということで、節内でのウォーキング、それから御友人や定員さんとのコミュニケーションなどによって、運動機能・認知機能の改善・閉じこもり予防や社会参加等を期待した新しい形の介護予防として、雲南市にあります企業が全国初のショッピングリハビリ専門サロンとして始められ、現在県内には2か所あると把握をしているところでございます。この取組みにつきましては、要介護認定の要支援1・2の認定を受けられた方、又は基本チェックリスト判定で要支援状態にあるリスクが高いと判定された方が対象になっておりますので、介護保険制度の介護予防日常生活支援総合事業の通所型サービスAという事業に位置づけまして、商業施設の一角を拠点に事業を実施しておられ、議員御提案いただきましたように高齢者の閉じこもり予防でありますとか健康増進といいましても、特に介護予防につながるものと思われまします。この邑南町におきましては、今年度より第9期介護保険事業計画に基づいて介護予防を実施しておりますけれども、これら主に要支援の対象の皆様に対しましては、先ほど申し上げました同様の事業を活用いたしまして町内の通所介護事業所において実施しております。またその他の一般介護予防事業といたしましては、総合型デイサービスいわゆるらくらく教室、それから地域支え合いミニデイサービ

ス、それから高齢者集いの場づくり事業など、現在は地域を拠点とした事業を実施しているところでございます。今年度の取組みといたしましては、現在行っている邑南町の事業に必要な方が介護予防事業につながるように、75歳以上の後期高齢者の健診に合わせまして基本チェックリストを郵送しまして、後期の高齢者の全体像を把握するように予定をしております。まず、介護事業の新たな展開よりも、まず実施しているその事業に対して必要な方につながっていただきたい、そういったところを考えているところです。今後はこれらの全体像の結果を踏まえまして、次期介護保険事業計画策定に向けて介護予防事業の内容全体を検討することとしておりますので、今回議員より御提案いただきましたこの取組みも是非参考にさせていただきたいと思っております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 参考にしたいということでした。天童市も1年間検討してスタートさせておりまして、このときは2018年にスタートして当初予算700万を計上しておりました。この天童市の例も参考にしながら検討していただきたいと思いますし、少子高齢化が進む中で高齢者の不安を少しでも減らし、安心して暮らせるため町民の福祉向上のためにもいろいろとよろしくお愿いしたいと思います。続いては、ふるさと素材の活用についてです。前回の定例会で教育長にお伺いしました。ふるさとを素材にした邑南町ならではのダイナミックな体験活動については自分も共感しますし、ずっとやりたいと思っておりました。なかなかコロナ禍でできなかったんですけど、3月定例会後町内の生徒さんと先生を中野にある鬼の木戸に案内する機会がありました。体験の中で、生徒さんが口々に自然の中って気持ちいいという言葉が発せられたのをとても印象に残っております。邑南町は、山に囲まれていて自然の中で過ごしている感じがありますが、更に一步入れば、また別の世界があります。邑南町にある支流に入れば、ほとんどの場所で鉄滓<sup>てつさい</sup>があり鬼の木戸を案内したときもたたらについてお話ししました。鬼の木戸ですけど、島根県のホームページでみんなでつくる自然観察路として紹介されております。島根県では、平成2年より移住地やその周辺の身近な自然（農地、農林地等を含む）において、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など自然に親しむことに適した歩道を選定しています。身近な動物と触れ合い自然を観察することを通じて、地域における自然保護教育活動の拠点として活用されることが期待されると説明されています。また、みんなでつくる身近な自然観察路選定事業要綱第2条には、知事は市町村長から要望のあった候補地の中から別に定め

る要綱に該当する地域を、みんなでつくる身近な自然観察路として選定することができる  
と書かれておりますので、皆さん既にもう市町村長から要望のあった候補地とあるので、  
全ての場所御存じかと思えますけど、鬼の木戸のほかにも、原山や深篠川・冠山探勝路・  
天蔵滝・志都岩屋弥山が紹介されております。みんなでつくる身近な自然観察を活用した  
ふるさと教育について、答弁をお願いします。

**○原学びのまち推進課長（原拓矢）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、原学びのまち推進課長。

**○原学びのまち推進課長（原拓矢）** 自然観察路をふるさと教育でどのように活用され  
ているのかという御質問でございます。議員御質問の、みんなでつくる身近な自然観察路  
は町内に先ほど言われたように5か所選定されていますが、そのうち1か所は災害等によ  
り現状での活用ができないため、県のホームページ上では詳細が閲覧できないようになっ  
ております。これら4か所で、小学校で実施されているふるさと教育が3回。それから公  
民館活動でのふるさと学習で3回。地域学校や地区別戦略など地域団体での地域資源の学  
習で3回の活用事例がございます。このようにみんなでつくる身近な自然観察路は、ふる  
さが学ぶ場として広く活用されています。教育委員会としましては、この自然観察路を  
町内に豊富にあるふるさと教育の地域素材の一つということで捉えております。

**●野田議員（野田佳文）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、野田議員。

**●野田議員（野田佳文）** 活用されているということで、自分勉強不足なんですけど、  
原山のほうは登山を一緒にしたことがあったので、ほかの地域でほかの場所でもいろい  
ろと活用されていることを今知ってよかったです。よろしくお願いします。自然観察路なん  
ですけど、整備状況についてお伺いしたいと思います。自然観察路とは別に、中国自然歩  
道というのも県のホームページで紹介されております。邑南町では断魚溪周遊モデルコー  
スと千丈溪モデルコースがありまして、中国自然歩道には中国自然歩道管理費というのが  
予算があります。では、自然観察についてはどのような整備状況にあるのかということな  
んですけど、みんなでつくる身近な自然観察路選定事業要綱の整備の方法第3条には、選  
定地域の整備及び活用は、市町村長又は関係住民等で組織されている団体が、それぞれ互

いに協議及び協力して実施し、選定地域の円滑な利用が図られるように努めるものとする  
とあります。みんなでつくる身近な自然観察路の整備状況について答弁をお願いします。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** みんなでつくる身近な自然観察路の整備状況に  
ついての御質問でございます。まず、みんなでつくる身近な自然観察路につきましては、  
議員もおっしゃいましたように、地域住民のほうから要望があったものを町を通じて島根  
県に要望し、島根県により選定される流れとなっております。そこでの選定基準としまし  
ては、自然に親しむこと等に適しているということももちろんでございますけども、地域  
住民等により整備・管理されているというものも選定要件となっておりますので、そうい  
ったところが該当し選定されるということになっております。選定されますと島根県が発  
行します島根の自然お宝マップに掲載されることとなりますが、2024年版のお宝マッ  
プの更新に際しまして、昨年秋ごろ町を通じて観察路を管理する各住民団体に管理状況や  
管理に関する意向等を確認をした結果、管理が継続されていると回答のあった観察路、先  
ほど説明にもありました5か所ですけどもその5か所が引き続き掲載されているというよ  
うな状況でございます。整備状況につきましては先ほど説明ありましたように、昨年秋ご  
ろの管理状況の聞き取りで、この5か所は住民団体により草刈り等の管理がされていると  
のことでございますので、現在も管理が実施されているものと判断をしております。議  
員のお話にもありました中国自然歩道についてでございますけども、こちらについては議  
員もおっしゃいましたように、島根県では、断魚溪・千丈溪の周遊モデルコース等がござ  
いますけども、中国5県自体では中国5県を一周する総延長約2,300キロの長距離の  
自然歩道でございまして、ルートは国立国定公園・県立自然公園や史跡名勝などを通るよ  
うなものに結ばれておりまして、島根県内の延長が約650キロ。邑南町では先ほど先ほ  
ど言いましたようなモデルコースが、延長約5キロということになってございます。この  
中国自然歩道につきましては島根県が所管しておりまして、維持管理についても島根県か  
ら町へ業務委託されまして、町から地元団体や業者等に再委託をしまして、町にその費用  
が予算化されているというような状況でございます。一方先ほどのみんなでつくる身近な  
自然観察路につきましては先ほど説明をさせていただいたとおり、地元団体の自主管理が  
基本となっておりますため、中国自然歩道のように管理費が予算計上されていないというよ  
うな状況となっております。

●野田議員（野田佳文） はい。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 自主管理されているという答弁でした。確かに先日1か所見に行ったんですけど倒木等があったときに処理されていたので、きちんと地元の方によって整備されているんだなと思っていました。本当にありがたいことだと思います。これから高齢化になって大変だと思いますけど、みんなでこの自然観察路というものを維持できていければと思います。また管理が難しくなったという声が出た場合は、また何か提案できればと思っていますのでよろしくお願いします。続いては、邑南町の観光戦略とブランドメッセージについてです。ブランドメッセージとは、ブランド商品、まちの魅力や特徴を端的に伝える短いフレーズであり、地方自治体が設定したメインターゲットに共感してもらうメッセージやキャッチフレーズ、キャッチコピーとあります。今回質問をするのは、現在の邑南町観光戦略観光ビジョンが令和6年度まででしたので、令和7年度からどのようなのかということで質問させていただきたいと思っております。現在の邑南町観光戦略観光ビジョンについては、令和2年度から令和6年度までの5年間の観光振興の方針を示すもので、観光客が地域住民と交流し、体験を通じて文化や風習への理解を深める観光スタイルを目指しています。また関係人口を創出するため、観光客と町民をつなぐ場所・人・グループなどを関係案内所と位置づけて、観光客のニーズに応じた観光資源や体験の提供などを柱としていますとあります。キャッチフレーズとして掲げている観光やめます関係始めますについては、邑南町が設定したメインターゲットに共感してもらうキャッチフレーズ・キャッチコピーとしては、インパクトもあったしよかったのかとは思いますが、観光客へのアピールとして考えると、このキャッチフレーズで邑南町に観光してみようかなと思うかどうか、自分は個人的に疑問に思っておりました。邑南町観光戦略観光ビジョンが令和6年度で終わるのであれば、邑南町の魅力掘り起こし広く発信していく上でも、新たなブランドメッセージ・キャッチコピーは大切だと思いますし、町民とともに考えることも必要だと思います。ある自治体は、公募で集まった住民の皆さんでチームをつくりワークショップやツアーを開催し、チームごとにブランドメッセージの候補をつくりブランドメッセージ総選挙を実施し、ウェブ投票所に加え小中学生による投票も行い子どもたちの支持が多かったブランドメッセージが選ばれておりました。講師も参加されましたけど、町民がブランドメッセージ作成に参加することによる一体感、町民の意見の反映は内外に共感を呼ぶのではないかと、また、町民が自主的に関わることで、地域

への愛着が生まれるし発信しやすくなるのではないかと思います。町民とともに邑南町のブランドメッセージをつくり発信することを提案いたします。答弁をお願いします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 町民とともに邑南町のブランドメッセージをつくり発信していくことの提案でございます。邑南町観光戦略は令和2年3月に策定され、計画の期間は先ほど申し上げましたように令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。基本理念これも御紹介がありましたように、観光をやめます関係始めます。それが新しい観光スタイルです。として、従来型の人数を志向する消費型観光だけでなく、個と個のつながりとしての関係を育む新たな観光戦略も推進してきたところでございます。観光戦略の計画期間は、本来、これも御紹介がありましたように今年度末までとなっておりますが、コロナ禍で思うように事業が進められなかったこともありまして、現時点では計画期間を1年間延長するよう検討しております。次にブランドメッセージのことでございますけども、ブランドメッセージとはこれも議員を御説明がありましたように、企業や自治体などの魅力や考え方などを反映した言葉で、多様な魅力を一言で表現して、将来的にどうありたいかという方向性を含んだ共感を生むための言葉でございます。自治体としましては未来のまちづくりにもつながるものであるということから、他の自治体でも、ブランドメッセージの製作に際し住民のワークショップなどを開催するなど、住民がその政策に関わっている事例も聞いております。こういったことから、ブランドメッセージは観光面だけでなく町全体の魅力を表現していくものになると考えておりますので、次期観光戦略策定の際には、御提案がありましたような町民ワークショップなど手法はいろいろとございますが、町民とともに制作できるような方法について関係課とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 現在の観光ビジョンを1年間延長するということでした。次回また町民とともにいろいろとブランドメッセージをつくっていくことを検討するという

ことです。今地域みらい課が行っている道の駅邑南の里に関連した、色彩計画ワークショップ 3 d a y s というのがあるんですけど、これも主立った町民の方と一緒に考えつくっていくということなので、非常に興味があって本当に結果が楽しみです。是非これはこれでいいんですけど、次の観光ビジョンについては町民とともにまた考えていっていただければと思っております。最後に町長にお聞きしたいことがありますっていうのもあと1回か2回だと思うんですけど。邑南町のブランドメッセージ・キャッチコピーに関して、町長は邑南町のいいところを多く言える。たくさん言えると聞いたことがあります。全てではなくてもいいんですけど、観光に関することでもなくともいいんですけど、幾つか町長の邑南町のいいところ、キャッチコピーでもあれば教えていただきたいと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 邑南町のいいところというのは観光戦略に限っていうとなかなか難しいんですけども、やっぱり邑南町に住んでいらっしゃる方々の温かさ。そうしたものは、私は他の町に引けを取らないものがあるんじゃないかと思ってます。それが一番なんでしょうね。自然がいっぱいということも訪れた方はよく言われるんですけども、これはどこでもこういう地域で言われることであります。それ以上にやっぱり人がいい。その方々が作る食べ物がおいしい。そうしたものが、邑南町としては、今言われて突然なんですけどもすぐ浮かぶことかなというふうに思います。いずれにしてもそういったいいところをどんどん出し合って、おっしゃるように住民の方々がコピーを考えていくっていう考え方、非常に大事だと思います。このキャッチコピーも今観光戦略に特化して言えば、観光やめます、関係始めますということになってるわけではありますが、もう少し幅広く、町全体をどうキャッチしてそれをコピーとしてあらわすのかっていうことが、私はいいのかなと思います。そういう意味で、この観光戦略に限ったキャッチコピーが1年延長されるということであったとしても、5年なり6年間の関係人口というものをしっかり検証した上でまた住民会議等を開かれるということになれば、そこでしっかり検証結果を述べて、それをベースにしながらまた新しい形でどうコピーを築いていく。そのコピーも、私はあんまり何年かで変わるとかそういうものでは余りないんじゃないかなと思います。わかりやすい例で言いますと、海士町は私は非常にいいキャッチコピーを持ってるなと思うんです。ないものはない。これはいろんなことを考えると、非常に私としてはすばらしいコピーだなと、このことは、まさに住民の方々がこのキャッチコピーを、ないものはない

いということになれば、非常にそこに住んでいらっしゃる方々の、いわゆるやる気あるいは前向きな考え方、そうしたものに繋がってくる。それがまちづくりに、またつながってくるという意味に捉えています。したがって野田議員がおっしゃるように、キャッチコピーというのは、今後の戦略上大変重要なことかなと思っています。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） ありがとうございます。人の温かさ自分もすごく思っておりますし、自然がいっぱい食べ物おいしい。町長の今言っていたことも踏まえてまた自分自身もこれからいろいろと発信していきたいと思っておりますし、また新たなキャッチコピーができることに期待したいと思っております。そして、この先未来を見据えてまた様々な提案をさせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いします。以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

（「拍手」あり）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、野田議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

—— 午後 2時 3分 散会 ——